

「遺言・遺産分割協議書がない場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

書類名	備考	確認欄
《はじめにご提出頂きたい書類》		
・亡くなられた方の戸籍謄本	出生から死亡までの分が必要です 法定相続情報証明書*で代用可	
・相続人全員の戸籍謄本	亡くなられた方の現在の戸籍謄本に記載がない 場合に必要です 法定相続情報証明書で代用可	
・相続人全員の印鑑証明書	発行日より6か月以内のものをご用意下さい	

《上記書類を当金庫にて確認後、改めてご提出頂きたい書類等》		
・相続手続依頼書	当金庫所定書式(様式8) 相続人全員が記入	
・非課税(特別)貯蓄者死亡届出書	マル優(マル特)ご利用された方 届出書は各支店にございます	
・通帳、証書	亡くなられた方の普通預金、定期預金等	
・出資証券	当金庫出資金をお持ちの方	
・貸金庫鍵、カード	貸金庫契約があった方	
・未使用小切手、手形用紙	当座預金契約があった方	
・キャッシュカード	普通預金、貯蓄預金等	
・来店して手続きされる方の実印		
・ // の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等	

- 書類関係は**原本**をご提出下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

★法定相続情報証明制度とは・・・

- ① 相続人が、被相続人の出生～死亡までの戸籍謄本等により、相続関係図(法定相続情報一覧図)を作成し、戸籍謄本他関係書類とともに法務局に申請をします。
- ② 法務局登記官の内容確認を経て、「法定相続情報証明書」が無料で交付されます。

<当金庫所定書式へのご記入について>

当金庫所定書式へご記入される方	確認欄
相続人全員	